広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則 ......

(住宅管理室)

(開発指導室)

(以上県法規登載)

例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条

則

目

次

平成十六年度地籍調査事業計画の追加

告

示

平成四年広島県告示第四百五十八号 (大規模行為届出対

象地域の指定) の一部を改正する告示 .....

平成六年広島県告示第三百六十九号 (景観指定地域の指

定)の一部を改正する告示 ......

(以上三件県法規登載)

道路の区域変更(四件) ......

(道路保全室)

(治

Щ

室

:

砂

防

室

道路の供用開始 (三件) .......

土砂災害警戒区域等の指定 ......

(三件)

(港湾管理室)

····

急傾斜地崩壊危険区域の指定 ......

保安林予定森林にする旨の通知

平成五年広島県告示第三百八十八号 (大規模行為届出対

象地域の指定)の一部を改正する告示 ......

港湾法の規定による臨港地区及び分区の変更 港湾法の規定による臨港地区及び分区の指定

告

個人演説会等を開催することができる施設の指定

選挙管理委員会告示

特定非営利活動法人の認証申請



期

定

第

発行者 広

号

14

島

広島県総務企画部 管理総室文書法制室 購読料 月 額 2,700円

給与

職員の給与の支給に関する規則及び市町村立学校職員の

**人事委員会規則** 

勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に

関する規則の一部を改正する規則

### 遊技機 福山市、 定めるは 沼隈郡沼隈町中学校組合の管理職員等の範囲を

の型式の検定の告示	公安委員会告示	(以上圓	規則等を廃止する規則
		占	

 $\overline{\circ}$ 

 $\overline{\circ}$ 

九

法規登載)

公
布
さ
ħ
た
規
則
の
あ
5
ま
Ĺ

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規 (規則第五号) (開発指導室)

(地域調整室)

: : : =

改正の要旨

(環境調整室)

 $\dot{\equiv}$ 

域について、必要な事項を定めた。 佐伯郡大野町における市街化調整区域に係る開発行為の許可の対象として指定する区

施行期日 平成十七年三月一日

: =

広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則

(規則第六号) (住宅管理室)

改正の要旨

1 次の県営住宅駐車場を設置した。

県営室屋住宅駐車場	名称
因島市中庄町	所在地

2 公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、 県営住宅入居申込書の様式など

施行期日 を整理した。

(県民文化室)

七

七

平成十七年二月二十四日。 ただし、 一1は同年三月 日

規 則

をここに公布する。 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成十七年二月二十四日

広島県規則第五号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の 一部を改

広島県知事

藤

田

雄

Ш

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則 正する規則 (平成十五年広島県規

別表第一安芸郡熊野町の項の次に次のように加える。

則第四十六号) の一部を次のように改正する

大佐 野伯 町郡 ーキロメートル

十郎原、字高見、字鯛ノ原、字三鎗谷、字土井、字水口、字中空、字早時、字襄ヶ嶽、字滝 丸石四丁目、丸石五丁目、宮浜温泉二丁目、宮浜温泉三丁目、八坂二丁目、字平岩、字四郎 శ్ఠ 土地の表示の登記の地目が山林、原野及び保安林以外の地目の土地の区域に限る。」に改め 字八坂、字四十八坂、字垣ノ浦、字下灘及び字鳴川の区域のうち平成十七年三月一日現在の 津岡、字滝の下、字下の浜、字上之浜、字物見山、字小田ノ口、字丸石、字林ヶ原、字尾立、 山、字小山、字城山、字下原、字塩屋、字上桐、字清水峯、字田屋、字陣場、字高畑、字中 丁目、深江二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、物見西三丁目、上の浜一丁目、林が原二丁目、 別表第一の備考中「限る。」を 字中山、 字亀ヶ岡、 字戸石川、字上更地、字下更地、 「限るものとし、佐伯郡大野町の区域については、 字尾中山、字深江、字対厳山、 深江 字

別表第二安芸郡熊野町の項の次に次のように加える。

大佐 野伯 町郡 建築物が五○以上連たんすること。七ヘクタールの範囲内において敷地相互間の隣接間隔が五○メートル以内に位置する七ヘクタールの範囲内において敷地相互間の隣接間隔が五○メートル以内に位置する

別表第三安芸郡熊野町の項の次に次のように加える

大佐 野伯 町郡 る用途地域三 三項から第十項までに規定す 一〇〇メートル

> 浦の区域のうち平成十七年三月一日現在の土地の表示の登記の地目が山林、 浜、字上之浜、字物見山、 字小田ノ口、字丸石、字林ヶ原、 字尾立、字四十八坂及び字垣ノ

字城山、字下原、字塩屋、字上桐、

字田屋、字陣場、字高畑、字中津岡、字滝の下、字下の

原野及び保安林

原、字高見、字鯛ノ原、字三鎗谷、

丁目、深江二丁目、塩屋一丁目、物見西三丁目、上の浜一丁目、宮浜温泉二丁目、字平岩、

別表第三の備考中「限る。」を「限るものとし、佐伯郡大野町の区域については、深江一

字四郎峠、字中山、字亀ヶ岡、字戸石川、字上更地、字下更地、字尾中山、字深江、字十郎

字土井、字水口、字中空、字襄ヶ嶽、

字滝山、

字小山、

以外の地目の土地の区域に限る。」に改める。 別表第四廿日市市の項の次に次のように加える。

野伯 町郡 ーニメートル 五〇メートル

大佐

別表第五安芸郡熊野町の項の次に次のように加える

大佐 野伯 町郡 号までの用途の用途の用途の 号から第三 号までの用途 号から第四 号までの用途条例第三条第 号から第四

附 則

この規則は、 平成十七年三月一日から施行する。

広島県県営住宅管理規則の 部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月二十四日

広島県規則第六号

広島県知事

藤

田

雄

Щ

広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県県営住宅管理規則(平成十年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中

県営室屋住宅駐車場 県営小田浦住宅駐車場 県営小田浦住宅駐車場 因島市重井町 因島市中庄町 因島市重井町 を に改める。

別記様式第一号表中

障害者(うち特別障害者) 人( 人) 特定扶養親族 人 70歳以上の扶養親族 人 炒 冊 看人 寡婦・寡夫 人 を

とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

様式裏中「枕年地」を削る 障害者(うち特別障害者) 人( 人) 特定扶養親族 人 70歳以上の扶養親族 人 寡婦・寡夫 人

別記様式第二号裏中「滸菡」 を「続き柄」

靛

掣

輪

迅 ×

に , 老專 年・ 育 者 夫

山山 ××

\_\_\_\_

を

に改め、

同

この規則は、 (施行期日 事業 則 公布の日から施行する。 人=」に、「3カ周分」を「3月分」に改める。 ただし、 別表第二号の表の改正規定は、平成十七

2 年三月一日から施行する。 に県の在庫に係るものは、改正後の広島県県営住宅管理規則の様式により作成された用紙 (経過措置 改正前の広島県県営住宅管理規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現

示

広島県告示第二百三十号

年広島県告示第七百二十号 (平成十六年度地籍調査事業計画) に次の事項を追加した。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第六条の三第二項の規定によって、平成十六

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

追加の内容

地籍調査本体事業 追加なし

2 数值情報化事業

行う者の名称の名称 江 田 島 市 能美町鹿川の 数 値 部 情 報 化 を 行 う X 域 数値情報化を行う期間 一七年三月三一日まで交付決定の日から平成

> 追加年月日 平成十七年二月十日

広島県告示第二百三十一号

平成四年広島県告示第四百五十八号 (大規模行為届出対象地域の指定)

の一部を次のよう

平成十七年二月二十四日

に改正し、平成十七年三月二十日から施行する。

第一号中 、 安芸郡倉橋町」 を削る。

広島県知事

藤

田

雄

Щ

広島県告示第二百三十二号 平成五年広島県告示第三百八十八号 (大規模行為届出対象地域の指定) の一部を次のよう

平成十七年二月二十四日

に改正し、平成十七年三月二十日から施行する

第一号中「竹原市」を「呉市 (音戸町、倉橋町及び安浦町の区域に限る。)、 広島県知事 藤 田

竹原市」

に改

3

雄

Щ

広島県告示第二百三十三号

め、「、安芸郡音戸町、豊田郡安浦町」を削る。

平成十七年三月二十日から施行する。 平成六年広島県告示第三百六十九号 (景観指定地域の指定) の一部を次のように改正し、

平成十七年二月二十四日

第二号中「及び川尻町」を「、川尻町、 蒲刈町、 豊浜町及び豊町」 広島県知事 に改め、 「並びに安芸

藤

田

雄

Щ

郡蒲刈町、 豊田郡豊浜町及び豊田郡豊町の全域」を削る。

広島県告示第二百三十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十七年二月二十四日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

保安林予定森林の所在場所 山県郡北広島町本地字長畑ケーハ六六の六五から一八六六の六七まで、一八六六の六九、

八六六の七一から一八六六の七三まで

指定の目的

指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字長畑ケーハ六六の六五から一八六六の六七まで・一八六六の七二・一八六六の七

三 (以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2

務総室治山室及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、 次のとおりとする。 省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部林

広島県告示第二百三十五号

のとおり変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

において、平成十七年三月十日までの間、 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局 縦覧に供する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

道路の種類 県道

線名

太郎丸吉舎線

道路の区域 路

吉舎町安田字尾無しー	舎町安田字石金山一	X
二四五番七地先まで	〇八三番一地先から	間
新	旧	別新 旧
六五・六〇	四五・五 イン イン ニル	敷地の幅員
七九五・	八七	延
五 〇 〇	OO メートル	長
拡幅		備
	1	

広島県告示第二百三十六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

のとおり変更する

において、平成十七年三月十日までの間、縦覧に供する。 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局

平成十七年二月二十四日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

道路の種類 県道

線 名 三次庄原線

道路の区域

三九	)三 5次 市	三三 次次 市市	三三 次次 市市	
三良坂町	三良坂町	三三 良良 坂坂 町町	三三良坂 坂町町	区
三良坂字宮沖五三一番二地先まで	三良坂字三本木二八五九番一地先	三良坂字宮沖五二一番二地先まで三良坂字上之堂六五一番地先から	三良坂字宮沖五二一番二地先まで三良坂字上之堂六五一番地先から	間
				ᇚᆘᆇᇊ
	新		旧	別新
二六・五〇	新 — ・四〇~	九八	旧 九・四〇~一	別 敷地の幅員
二六・五〇 王/师	四〇		九八・四〇~ た	旧
二六・五〇 五ノ四・〇〇	四〇	九八・二〇~一五四二・〇〇	九八 · · · 四二	財地の幅員
二六・五〇 五ノ四・〇〇	四〇	五四二・〇〇	九・四〇 一五四二	敷地の幅員   延

**広島県告示第二百三十七号** 

のとおり変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

において、平成十七年三月十日までの間、 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局 縦覧に供する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤

田 雄

Щ

名 八六号

道路の区域

道路の種類

一般国道

考

四号と重複 一般国道四三 三	□五四・○○	新 一〇・〇〇	五地先まで山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三六九番山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三六九番
	二五四・〇〇	旧四・五〇~八	三地にから 山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三七三番山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三七三番
備考	延長	別川 敷地の幅員	区

広島県台元参二百三一ノ号	
道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により	第十八条第一項の規定によって、
のとおり変更する。	

道路の区域 路 道路の種 地先まで地先まで、出版のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、日本のは、日本のは、日本のでは 地先まで地たまで、出版のでは、現代のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本ので 地先まで地先まで、出門大字上筒賀字布原山五六三番山県郡安芸太田町大字上筒賀字大井山五四二番山県郡安芸太田町大字上筒賀字大井山五四二番 線 名 類 X 四三四号 般国道 間 一地 地地 別新旧 旧 旧 旧 旧 新 新 旧 新 新 新 ・四・五〇 九三 ··· ○○ =-00 00 三五五〇七 =-00 00 四一 ・五五〇~七 九:00 - - 六 - 六 - . 敷地の幅員 <u></u> 700 メートル 八 \_ O\_\_ 0\_ 0\_ ≣ Ξ ≡ ≣ 延 五四 五四 四 兀 四 Д 六一・ 六 六 00 -00 00 -00 メートル 00 00 長 六号と重複 一般国道 一八 六号と重道 一般国道 で 六号と国 一般国 重道 で 備 複 考

広島県告示第二百三十九号

複

八

を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、 次の道路の供用

において、平成十七年三月十日までの間、 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局 平成十七年二月二十四日 縦覧に供する。

道路の区域を次

四号と重複 一般国道四 三 複

四号と国一拡幅 三型 重型 変型 変型

道路の区域 地山地山 先県先県

線 名 四三三号

において、平成十七年三月十日までの間、 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局 縦覧に供する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

道路の種 類 般国道

路

(まで) (都安芸太田町大字加計字河内平二一四四番三部安芸太田町大字加計字河内平二一四四番三部安芸太田町大字加計字清水原二一九九番三	区	
新	旧	別新旧
∴ ∴  	七八・〇〇~	敷地の幅員
l –	_ 九	延
九 六 〇 〇	九六・〇〇	長
トル・ 一九・ 一九・ 一般国道四一般国道四四 幅員減少		備
メ延複四 ・ 大匹 一 ・ 一長 ・ 三		考

路 道路の種 線 ź 類 般国 道

泉	
名	
四三四号	
_	

道路の区域

八

İ	

地先まで地先まで 地先まで は 1 世紀 1		区
新	旧	別新
六 <u></u> 八二 ··· ○○	七八・〇〇~	敷地の幅員
- 九六・〇〇	一九六・〇〇	延
00	・00・	長
トニ不三一幅ル九用号般員 物と国減		備
会性重道が メ延複四 十長 三		考

	三号	_ <b></b> 一 般 国		络自		平成十	において、	その関	を開始する。	道路法	広島県告				六· 号i	- <b>-</b> - 般 国		路			平成	において、	その関	を開始する。	道路法	広島県告示第二百四十号			舎線太郎丸吉	路線	
	号	道 四 三 ———		泉     5		十七年二		その関係図面は、	් බ	(昭和	示第二古					道 一 八		名			十七年二		その関係図面は、	් බූ	(昭和	示第二古			郎丸吉	名	
	山県郡北広島町戸谷字酒森五四七九番一地先まで山県郡安芸太田町大字観音字勝草二二七四番一地先から	山県郡安芸太田町大字加計字河内平二一四四番三地先まで山県郡安芸太田町大字加計字清水原二二一一番二地先から	信戶同女公记信	共 用 開 冶 の 区 間	広島県知事藤	七年二月二十四日	平成十七年三月十日までの間、縦覧に供する。	は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局		道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、	広島県告示第二百四十一号			山県郡安芸太田町大字上笥賀字布京六一九番一地先まで山県郡安芸太田町大字上筒賀字布原山五六三番一地先から	山県郡安芸太田町大字上筒賀字布原山五六三番一地先まで	一地先から	山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三六九番五地先まで山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三七三番三地先から	### ### ### ### ### #################	目 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	広島県知事藤	平成十七年二月二十四日	平成十七年三月十日までの間、縦覧に供する。	は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局		(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定によって、	日四十号			三次市吉舎町安田字尾無し一二四五番七地先まで三次市吉舎町安田字石金山一〇八三番一地先から	供用開始の区間	広島県知事藤
	四日	平 成 一 七	行月	共刊開山	田雄			地域事務		、次の道路					四: 日:	平成一七		(サード) はの 第日	共 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	田雄			北域事務						四平日成一七	供用開始の期日	田雄
		年 月 二	Į Į E	治の期日	山			份所建設局		2路の供用					-	七年二月二		がの期日	D 用 目	山			份所建設局		次の道路の供用				七年二月二	知の期日	山
"	"	"	広島市	郡市	んだ線に	次に提	二 急傾斜地崩	安佐町鈴張	一 急傾斜地崩		"	"	"	"	"	"	"	"	"	広島市	郡市	を結んだ	次に掲げる	二 急傾斜地崩	井口鈴	一 急傾斜地崩		平成十七年	一項の規定によ	「「「「「「」」」というでは、「「」」という。 はいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かい かい	
"	"		安佐北	町	囲ま	次に掲げる土地			村地崩壊免		"	"	西区	į <i>"</i>	"	"	"	"	西区#	西区#	町	だ線に囲ま			井口鈴が台二丁目地区			-七年二日		, —	_
			佐北区安佐町	村	れた土地の区域	心に存する標	壊危険区域の表示	力石地区	壊危険区域の名称				区井口三丁目						区井口鈴が台二丁目	区井口三丁目		囲まれた土地の区域	心に存する標	壊危険区域の表示	目地区	壊危険区域の名称		二月二十四日	、次の土地	裏こよる災害の百四十二号	- - - - - -
"	"	"	鈴 張	大 字		柱一号か	示		称										目		村	区域	柱一号か	示		称			の区域を	防上 こ 題	
"	中尾	"	力石	字		ら八号ま					乙三六八	甲三六八番二	匹三		- 〇二番	- 〇	- 〇二番	番六	三六九番	三六八番	地		ら十一号						急傾斜地	する去津	
五〇〇〇番四	五〇〇〇番五	二〇二六番三地先河川敷	二〇一二番三	地		土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結					乙三六八番地先道路敷	/番二	匹三三番二地先市道敷	〇二番一二七	〇二番一二五	〇二番一二四	_	六	H	<u> </u>	番		土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号				広島県知事		って、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。	裏による災害の坊上に関する去聿(诏印四十四年去聿第五十七号)第三条第百四十二号	
		地先河川敷		番		線及び標柱一					標柱十一号	標柱十号	標柱九号	標柱八号	標柱七号	標柱五号及び六号	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号			だ線及び標柱				藤田		して指定する	去聿第五十七	
標柱五号	び四号 標柱三号及	標柱二号	標柱一号			号と八号を結					J					び六号							一号と十一号				雄山		3° - 7 - 717.74.	197)第三条第	

	平月	戈17 <sup>全</sup>	<b>₹2</b> /	]24∣	日 (	木曜	日)							Ź	<u>,</u>	島	県	軒	₹ (;	定其	月)								第	6 1	1 1 2	号	
	"		"	"	"	"	"		"	"	"	"		"			"		"	"	"	"	広島市	郡市	二号を結	次に掲	二 急傾斜	上瀬野	一急傾斜		"	"	"
	"		"	安芸区上瀬野南二丁目	安芸区上瀬野町	"	安芸区上瀬野南二丁目		安芸区上瀬野町	"	安芸区上瀬野南二丁目	"		"			"		"	"	"	"	安芸区上瀬野町	町村	号を結んだ線に囲まれた土地の区域	?げる土地に存する標柱一号	急傾斜地崩壊危険区域の表示	上瀬野南二丁目地区	急傾斜地崩壊危険区域の名称		"	"	"
					平 山 山				平山山			平山山		宮脇			"		"	平山山	金山山	平山山	金山山	字	琙	から  十					"	力石	"
	三〇三三番一地先市道敷		三〇〇七番地先市道敷	三〇〇五番一地先市道敷	五〇四番三	二九九八番二	二九九四番二地先市道敷		甲四九六番地先道路敷	二九〇九番一地先市道敷	二九一一番二地先道路敷	四九二番		二九八七番			甲四九六番		四九九番	五〇四番一	五〇五番三	五〇三番一	五〇五番一	地番		次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十					二〇二五番三	二〇二六番一	一七八九番一
号 	標柱二十二	号	標柱二十一	標柱二十号	標柱十九号	標柱十八号	標柱十七号	及び十六号	標柱十五号	標柱十四号	標柱十三号	標柱十二号	び十号	標柱九号及	号	八号及び十	標柱七号、	び六号	標柱五号及	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号								標柱八号	標柱七号	標柱六号
"	"	"	"	呉市	郡市	八号は生	び三号と	れた土地	て結んだ	告示第五	標柱二三	三号 (敬	次に関	二 急傾斜	警固屋三	一急傾斜		"	"	"	"	"	"	"	"	廿日市市	郡市	を結んだ	次に関	二 急傾斜	六本松一	一急傾斜	
"	警固屋一丁目	"	"	警固屋二丁目	町村	□示Bで指定した-	こ同一とし、標柱-	心の区域。 ただし、	た線、標柱八号から	日三十五号 (警固)	らから七号までを関	固屋二丁目 地区	掲げる土地に存する	急傾斜地崩壊危険区域の表示	<b>                                      </b>	急傾斜地崩壊危険区域の名称		"	"	"	"	"	"	"	"	· 六本松一丁目	町	を結んだ線に囲まれた土地の区域	招げる土地に存する	急傾斜地崩壊危険区域の表示	松一丁目地区	急傾斜地崩壊危険区域の名称	
一七八番二九	一七八番三〇	一三四番二	九二番一	一二番一	地	地に存する標柱	℃号は告示Bで指定-	標柱一号及び二号は	6十号までを順次結り	座通二丁目地区) (以	順次結んだ線、標柱し	⑸ (以下「告示A」:	0標柱一号と二号を3	の表示	追加)	の名称		四六二〇番一	四六二〇番三	五〇五〇番二	五〇五〇番三	九三八番二四	九三八番二五	九三八番二七	九三九番二	ロ 四六六九番ー	村地番	地の区域	0標柱一号から十一2	の表示		の名称	
標柱五号及び六号	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号	番	八号は告示Bで指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存するものとする。	び三号と同一とし、標柱七号は告示Bで指定した土地に存する標柱五号と同一とし、標柱	れた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は告示Aで指定した土地に存する標柱四号及	て結んだ線、標柱八号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲ま	告示第百三十五号 (警固屋通二丁目地区) (以下「告示B」という。) で指定した土地に沿っ	標柱二号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を昭和四十五年二月二十日広島県	三号 (警固屋二丁目一地区) (以下「告示A」という。) で指定した土地に沿って結んだ線、	次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十三年三月三十日広島県告示第三百七十					標柱十一号	標柱十号	標柱九号	標柱八号	標柱六号及び七号	標柱五号	標柱四号	標柱二号及び三号	標柱一号			次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号				

の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
番 だ 線
標 標 柱 九 号   標 柱 九 号   標 柱 九 号
号 - 号と七号を結 - 地域 (「坂 す
+# m =

広 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。 Ξ 兀 Ξ 四 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北 (「次の図」は、省略し、 「次の図」は、省略し、 する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項 する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害特別警戒区域の表示 土砂災害特別警戒区域の名称 土砂災害警戒区域の表示 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害特別警戒区域の表示 長田 (二一二七隣五) 地区 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害警戒区域の名称 土砂災害警戒区域の名称 次の図のとおり 次の図のとおり 長田 (二二二七隣四) 次の図のとおり 長田 (二二二七隣四) 地区 次の図のとおり 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 次の図のとおり 長田 (二二二七隣三) 地区 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 地区 その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北 その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。) 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。) Ξ 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。 Ξ 兀 Ξ Ξ (「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北 (「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北 「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北 する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害警戒区域の表示 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害特別警戒区域の表示 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害警戒区域の表示 土砂災害特別警戒区域の表示 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 急傾斜地の崩壊 長田 (二二二七隣六) 地区 土砂災害特別警戒区域の名称 長田 (二二二七隣六) 地区 土砂災害警戒区域の名称 長田 (二二二七隣五) 地区 土砂災害特別警戒区域の名称 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり 次の図のとおり 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊

四(同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関)	地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)
する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項	
次の図のとおり	一 土砂災害特別警戒区域の名称
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	長田一四八一 (一一六一) 地区
地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	二 土砂災害特別警戒区域の表示
	次の図のとおり
一 土砂災害警戒区域の名称	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長田 (二二二七隣七) 地区	急傾斜地の崩壊
二 土砂災害警戒区域の表示	四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関
次の図のとおり	する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)
地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	
一 土砂災害特別警戒区域の名称	長田一五五二 (七五一三) 地区 - 「前夕管管牙でよく子木
長田 (二二二七隣七) 地区	二 土砂災害警戒区域の表示
二 土砂災害特別警戒区域の表示	次の図のとおり
次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北
四(同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関	地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)
する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	
次の図のとおり	一 土砂災害特別警戒区域の名称
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	長田一五五二 (七五一三) 地区
地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	二 土砂災害特別警戒区域の表示
	次の図のとおり
一 土砂災害警戒区域の名称	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長田一四八一(一一六一)地区	急傾斜地の崩壊
二 土砂災害警戒区域の表示	四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関
次の図のとおり	する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)

成17年 2 月24日(木曜 ————————————————————— ——————————————			<u> </u>	/   \ ME	±	Ξ		_		_		†#h	12		<b>昻</b>	児四	辛	=	正則	<u> </u>		_	+#+			Ξ		_	1 2	_	
長田一石六九 (九六七粦) 他区	土砂災害特別警戒区域の名称		地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	急傾斜地の崩壊	一 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	次の図のとおり	一 土砂災害警戒区域の表示	長田一五六九 (九六七隣) 地区	土砂災害警戒区域の名称		地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	次の図のとおり	する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項	□ 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関	急傾斜地の崩壊	一 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	次の図のとおり	一 土砂災害特別警戒区域の表示	長田一五六九 (九六七) 地区	土砂災害特別警戒区域の名称	地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	急傾斜地の崩壊	一 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	次の図のとおり	一 土砂災害警戒区域の表示	長田一五六九 (九六七) 地区	土砂災害警戒区域の名称	
	奥ノ谷川 (一四一) 地区	一 土砂災害警戒区域の名称		地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	次の図のとおり	する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項	四   同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関	土石流	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	次の図のとおり	二 土砂災害特別警戒区域の表示	鬼 地獄谷川 (一四〇) 地区	一 土砂災害特別警戒区域の名称		🏻 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	土石流	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	次の図のとおり	二 土砂災害警戒区域の表示	地獄谷川 (一四〇) 地区	一 土砂災害警戒区域の名称	地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	次の図のとおり	する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項	四   同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関	急傾斜地の崩壊	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	<b>2000 では</b>

二字記   土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	「こう」 は、前路と次の図のとおり
	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)
地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	
	一 土砂災害警戒区域の名称
一 土砂災害特別警戒区域の名称	学校谷川 (一四三) 地区
奥ノ谷川 (一四一) 地区	芍女
二 土砂災害特別警戒区域の表示	次の図のとおり
次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流
土石流	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北
四(同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関)	地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)
する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項	
次の図のとおり	一 土砂災害特別警戒区域の名称
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	学校谷川 (一四三) 地区
地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	二 土砂災害特別警戒区域の表示
	次の図のとおり
一 土砂災害警戒区域の名称	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御鉢谷川 (一四二) 地区	土石流
二 土砂災害警戒区域の表示	四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関
次の図のとおり	する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	次の図のとおり
土石流	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北	地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)
地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)	
	一 土砂災害警戒区域の名称
一 土砂災害特別警戒区域の名称	唐谷川 (一四四) 地区
御鉢谷川 (一四二) 地区	二 土砂災害警戒区域の表示
二 土砂災害特別警戒区域の表示	次の図のとおり
次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流
土石流	(「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北
四(同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関)	地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)
する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項	

広 第6112号 四 Ξ 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。) 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。) Ξ 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北 (「次の図」 (「次の図」は、 する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項 土砂災害特別警戒区域の表示 土石流 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害警戒区域の表示 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害特別警戒区域の表示 土石流 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害警戒区域の表示 土砂災害警戒区域の名称 土砂災害警戒区域の名称 次の図のとおり 土石流 土砂災害特別警戒区域の名称 次の図のとおり 次の図のとおり 青ヶ迫川b (一四五b) 地区 土砂災害特別警戒区域の名称 次の図のとおり 青ヶ迫川b (一四五b) 地区 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 次の図のとおり 青ヶ迫川a (一四五a) 地区 青ヶ迫川a (一四五a) 地区 Ιţ 省略し、 省略し、 その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北 その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。 Ξ 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。 Ξ 兀 Ξ Ξ 兀 地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北 する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項 「次の図」は、 (「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北 する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害警戒区域の表示 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害警戒区域の表示 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害特別警戒区域の表示 土石流 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 土石流 青ヶ迫川隣 (一四五隣) 地区 土砂災害特別警戒区域の名称 土石流 青ヶ迫川隣 (一四五隣) 地区 土砂災害警戒区域の名称 次の図のとおり 土砂災害警戒区域の名称 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 青ヶ迫川 c (一四五 c) 地区 省略し、 その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北

記載番の下記设品に関いていた。これでは、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北、次の図のとおり
土砂災害警戒区域の名称
(一四六) 地区
土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北
地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域の名称
長尾谷川 (一四七) 地区
土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北
地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害特別警戒区域の名称
長尾谷川(一四七)地区
土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関
する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号)
次の図のとおり
省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北
地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)

Ξ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

四 する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関

次の図のとおり

地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、 その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北

長田川 (五六二四) 地区 土砂災害警戒区域の名称

土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり

Ξ 土石流 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、 省略し、 その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北

土砂災害特別警戒区域の名称

土砂災害特別警戒区域の表示 長田川 (五六二四) 地区

次の図のとおり

Ξ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

兀 する法律施行令 (平成十三年政令第八十四号) で定める事項 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 次の図のとおり

地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北

広島県告示第二百四十四号

木建築部空港港湾総室港湾管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局維持管理課に によって、大西港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように指定した。 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定 なお、当該臨港地区の区域及び分区は、同法第三十八条第八項の規定によって、広島県土

おいて縦覧に供する

平成十七年二月二十四日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

臨港地区の指定

江谷、同町中野字石摺及び同町大串字七々見のそれぞれの一部豊田郡大崎上島町中野字横浜、同町中野字加渕、同町中野字長	区域
二. 五	(ヘクタール)面積

分区の指定

漁港区	商港区	分区の種類
七々見のそれぞれの一部豊田郡大崎上島町中野字塔	それぞれの一部渕、同町中野字長江谷及で渕、同町中野字長江谷及で豊田郡大崎上島町中野字様	区
横浜及び同町大串字	び同町中野字石摺の横浜、同町中野字加	域
O· /\	1・七	(ヘクタール)面

広島県告示第二百四十五号

木建築部空港港湾総室港湾管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局維持管理課に によって、木江港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように指定した。 なお、当該臨港地区の区域及び分区は、同法第三十八条第八項の規定によって、広島県土 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定

平成十七年二月二十四日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

おいて縦覧に供する

臨港地区の指定

<u>·</u>		田郡大崎上島町沖浦字岩白谷の一部
(ヘクタール)面積	域 (	区

分区の指定

豊

分区の種類
X
域
(ヘクタール)

X

2

広島県告示第二百四十六号

た。 によって、釣士田港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように変更し 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定

設局管理課において縦覧に供する。 八項の規定によって、広島県土木建築部空港港湾総室港湾管理室及び広島県呉地域事務所建 なお、今回の変更により新たに追加される臨港地区の区域及び分区は、同法第三十八条第

平成十七年二月二十四日

臨港地区の変更

変更前

藤 田

広島県知事

雄

Щ

域 (ヘクタール) 面 〇 五

2 変更後

安芸郡倉橋町字岩木の一部

安芸郡倉橋町字岩木及び同町字宇和木新開のそれぞれの一部 X 域 (ヘクタール)面 O . 八

分区の変更

1 変更前

安芸郡會	
	部
	域

公

それぞれの一部安芸郡倉橋町字岩木及び同町字宇和木新開の

漁 港 X

O · 八

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定によって、次のとおり

平成十七年二月二十四日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

特定非営利活動法人認証申請があった。

接機構活用支制活用支	かまがり 法人ベンチャー	法人の名称 特定非営利活動
松浦豊紀	兼田定夫	代表者の氏名
目一三番一五号旧区海老鼠二丁	内) 内 (であいの館 刈町向字小浜地 広島県安芸郡蒲	所在地 主たる事務所の
この法人は、主として中高年齢である。とを目的とする。 この法人は、主として中高年齢がある。 この法人は、主として中高年齢がある。 この法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主として中高年齢の法人は、主人は、主人の法人は、主人の法人は、主人の法人は、主人の法人は、主人の法人は、主人の法人は、主人は、主人の法人は、主人の法人は、主人は、主人は、主人の法人は、主人は、主人は、主人は、主人は、主人は、主人は、主人は、主人は、主人は、主	とを目的とする。環境保全・活用等に貢献するこ環境保全・活用等に貢献するこれがの育成、雇用機会の拡充、人材の育成、雇用機会の拡充、人材の育成、産業が開発している。	定款に記載された目的
月一四日	月九日 日 二 二	年月日のあった

広島県選挙管理委員会告示第七号

説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定し た旨、本郷町選挙管理委員会から報告があった。 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演

平成十七年二月二十四日

広島県人事委員会規則第三号

本郷生厓学習センター	施設の名称	
豊田郎本郷町大字本郷	所	
一〇六九番地四	也	
平成一七年一月二五日	指定年月日	

広島県選挙管理委員会委員長

橋

本

宗

利

## 7. 外田 フロンメー ţ 月 十 全

# 則

に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 職員の給与の支給に関する規則及び市町村立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件 平成十七年二月二十四日

### 広島県人事委員会

委員長 丸 Щ

明

の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則 職員の給与の支給に関する規則及び市町村立学校職員の給与、勤務時間その他

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

広

第一条 部を次のように改正する。 職員の給与の支給に関する規則 (昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号) の

第十九条から第十九条の六までを次のように改める

(寒冷地手当)

第十九条(給与条例第十三条第一項第一号の人事委員会規則で定める地域は、国家公務員 の寒冷地手当に関する法律 (昭和二十四年法律第二百号) 別表に掲げる地域 (給与条例 第十三条第一項第一号の表に掲げる地域を除く。)とする。

- 区域とする。 給与条例第十三条第一項第一号の人事委員会規則で定める区域は、 別表第二に掲げる
- 公署とする。 給与条例第十三条第一項第二号の人事委員会規則で定める公署は、 別表第三に掲げる
- 第十九条の二 給与条例第十三条第二項の表の「世帯主である職員」とは、 収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。 主としてその
- 九条の六において同じ。) を有する者 扶養親族 (給与条例第十条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この条及び第十

一 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋 を専用している者

第十九条の三(給与条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める寒冷地手当支給対象職 員は、次に掲げる職員とする。

- する職員を除く。) 本邦外にある職員 (給与条例第十三条第二項の表の「扶養親族のある職員」に該当
- 法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされている職員
- 給与条例第二十一条第二項及び第三項の規定による給与の支給を受けていないもの 法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員のうち

停職にされている職員

兀

専従許可を受けている職員

五

- 育児休業をしている職員
- 派遣されている職員のうち、給与の支給を受けていないもの 大学院修学休業をしている職員
- 第十九条の四(給与条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める額は、給与条例第十二 条第二項又は給与条例第二十一条第三項の規定による額を日割計算して得た額とする。
- 冷地手当支給対象職員となつた場合とする。 職員又は給与条例第二十一条第三項の規定の適用を受ける職員のいずれかに該当する寒 ら当該寒冷地手当基準日の属する月の末日までの間に、他の第十九条の三各号に掲げる 職員のいずれかに該当する寒冷地手当支給対象職員が、当該寒冷地手当基準日の翌日か において、前条各号に掲げる職員又は給与条例第二十一条第三項の規定の適用を受ける 給与条例第十三条第四項第三号の人事委員会規則で定める場合は、寒冷地手当基準日
- 第十九条の五 寒冷地手当は、寒冷地手当基準日の属する月の給料の支給日に支給する。 おいて支給することができないときは、その日後において支給することができるものと ただし、給料の支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に
- るものとする。 冷地手当支給対象職員には、当該寒冷地手当基準日に係る寒冷地手当をその際に支給す 寒冷地手当基準日から給料の支給日の前日までの間において退職し、又は死亡した寒
- 当をその際に支給するものとする。 員が、給料の支給日後に復職等をした場合には、当該寒冷地手当基準日に係る寒冷地手 一条第三項の規定の適用を受ける職員のいずれかに該当している寒冷地手当支給対象職 寒冷地手当基準日から引き続いて第十九条の三各号に掲げる職員又は給与条例第二十
- 寒冷地手当支給対象職員が寒冷地手当基準日の属する月にその所属する任命権者を異

当基準日に寒冷地手当支給対象職員が所属する任命権者において支給する。この場合に あるときは、その際支給するものとする。 おいて、その任命権者は、寒冷地手当支給対象職員の異動がその月の給料の支給日前で にして異動した場合における当該寒冷地手当基準日に係る寒冷地手当は、当該寒冷地手

第十九条の六 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、 員及びその扶養親族の住居の所在地を確認するものとする。 職

族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。 任命権者は、 前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、 職員に対し扶養親

第十九条の七及び第十九条の八を削る。

別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第二 (第十九条関係)

横谷三次市布野町のうち

X

域

甘日市市のうち

平山で、字下山、字折目、字獅マ字垰、字正山、字赤羅頭、字大西、字符字片、字所相、字木津名、字僧谷字井石、字下山、字赤澤頭、字大西、字片、字正の子片、字正の方ち、字が、字下山、字が上がった。 字獅子谷、字葛根迫、字向イ山黒滝、字中倉、字坂取及び字西榎ノ字檜谷、字鬼後、字洗川、字畑、字守岩、字大平、字長谷、字空山、以、字荷寄原及び字松原、、木、字的場、字中野原、字鍛冶屋原、字堂原、字市野原、字槙原、

大字大塚山県郡大朝町のうち

大字小鳥原比婆郡西城町のうち

大字塩原 大字加谷 大字加谷 大字加の可 のうち

備考 おける名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとす この表に掲げる名称及びその区域は、平成十六年四月一日におけるものを示し、 その後に

別表第三 (第十九条関係

公署	所在地
廿日市警察署吉和警察官駐在所	廿日市市吉和

庄原警察署小奴可警察官駐在所	庄原市東城町小奴可
庄原警察署八鉾警察官駐在所	庄原市西城町小鳥原

備考 この表に定める公署のほか、その所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮してこれらの 署との権衡上必要があると人事委員会が認めるものについても、 同表に掲げられているものと

別表第四 削除

別表第四の二及び別表第四の三を削る

の一部改正) (市町村立学校職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則

第二条 規則 第三条の次に次の一条を加える。 (昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号) の一部を次のように改正する。 市町村立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する

(寒冷地手当)

第三条の二 条例第二条の規定に基づき、給与条例第十三条第一項第二号の規定の例によ り人事委員会規則で定める公署は、 別表第二の次に次の一表を加える。 別表第二の二に掲げる公署とする。

別表第二の二 (第三条の二関係)

公署	所在地
廿日市市立吉和小学校	廿日市市吉和
廿日市市立吉和中学校	廿日市市吉和
廿日市市立吉和学校給食センター	廿日市市吉和
山県郡安芸太田町立松原小学校	山県郡安芸太田町大字松原
山県郡安芸太田町立猪山小学校	山県郡安芸太田町大字猪山
山県郡北広島町立大塚小学校	山県郡北広島町大塚
三次市立横谷小学校	三次市布野町横谷
庄原市立小鳥原小学校	庄原市西城町小鳥原
庄原市立小奴可小学校	庄原市東城町小奴可
庄原市立内堀小学校	庄原市東城町内堀
庄原市立小奴可中学校	庄原市東城町加谷

備考 この表に定める公署のほか、その所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮してこれらの 署との権衡上必要があると人事委員会が認めるものについても、同表に掲げられているものと

みなす。

附 則

この人事委員会規則は、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年二月二十四日

広島県人事委員会 委員長

丸

Щ

明

こに公布する。

福山市、

沼隈郡沼隈町中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則等を廃止する規則をこ

広島県人事委員会規則第四号

次に掲げる規則は、廃止する。 福山市、沼隈郡沼隈町中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則等を廃止する規則

島県人事委員会規則第百八号) 福山市、沼隈郡沼隈町中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年広

三 山県東中部福祉衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則 (平成元年広島県人事委員 会規則第二十二号) 福山沼隈広域行政組合の管理職員等の範囲を定める規則 (昭和五十年広島県人事委員

則第二十七号) 会規則第四十四号) 賀茂広域行政組合の管理職員等の範囲を定める規則 (平成十二年広島県人事委員会規

この人事委員会規則は、 公布の日から施行する。

広島県公安委員会告示第12号

則第4号。以下「規則」という。) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの 次の遊技機は, 規則第9条第1項の規定により告示する。 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規

平成17年2月24日

広島県公安委員会 委員長 剛 刦 衜  $\mathbb{H}$ 

4P09:	4P09:	検維 引引
51	告示の日 (平成17年 2月24日) から3年間	巨 検定の有効 号 期間
o h		〕 遊技機の 種類
C R 廃物 へん F N 88 P X	C R 廃物 へん F N 88 P	型式名
П	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 (愛知県名古屋市中村区 鴨付町一丁目22番地)	申請者名(住所)
H D	计回	製造業者名 (住所)